

介護老人保健施設ゆう 重要事項説明書

短期入所療養介護サービス
介護予防短期入所療養介護サービス

医療法人やわらぎ

空知郡南幌町栄町1丁目1番20号

介護老人保健施設ゆう（介護予防）短期入所療養介護利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ゆう（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）重要事項説明に関する同意書を当施設に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われぬ限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用終了の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供は困難と判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の（短期）入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設

は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し、送付いたします。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者（施設長）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師が中心となり、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター（介護予防支援事業所））等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(医療体制)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により他機関での医学的検査や受診（健康の保持や疾病の管理等）が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療や治療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、短期入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、公的機関でも苦情申し立てが出来ます。

当施設相談窓口担当者	伊藤 俊一	011-378-0091
公的機関での苦情申し立て窓口		
	北海道	011-204-6310
	国保連合会	011-231-5175
その他各市町村介護保険総合窓口		

(賠償責任)

第12条 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 当施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設ゆうのご案内

(令和6年1月1日現在)

1. 介護老人保健施設概要

1) 施設名等

施設の名称	介護老人保健施設 ゆう
施設住所	空知郡南幌町栄町1丁目1番20号
電話番号	(011) 378-0091
FAX番号	(011) 378-0986
開設年月日	平成6年5月18日
管理者	施設長 鈴木重統
施設の種類	指定介護老人保健施設
施設の形態	医療機関併設型介護老人保健施設
施設の定数	入所：70名（認知症専門棟：32名 短期入所：2名） 通所リハビリテーション 75名

2) 施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

3) 施設の理念

高齢者における医療と福祉また生活と生きがい、地域と家庭という保障されるべき要件をでき得る限り健全な形態で維持すると共に、施設のハードとソフトの両面から機能を構築し、科学的に且つ多角的にサービスの提供に努める。

4) 施設の運営方針

- (1) 要介護者のニーズに即応し、医療・福祉・生活・リハビリの各種サービスを包括的に提供する。
- (2) より家庭に近い雰囲気環境整備を図ると共に、生きがいを得る療養生活の確立を目指す。
- (3) 要介護者の日常生活能力を可能な限り維持し、回復後の自立した生活への援助を家族との協同により家庭復帰を促進する。
- (4) 地域や家族とのふれあいを重んじ、励まし敬いながら共に生活の指標を模索する。
- (5) 地域に根ざした施設機能の構築と提供に努める。

2. 居室の概要

居室・設備の種類		室 数	備 品
2階	1人部屋（個室）	4室	家具付
	2人部屋	2室	家具・洗面台付
	4人部屋	6室	家具・洗面台付
3階	1人部屋（個室）	6室	トイレ・家具・洗面台付
	4人部屋	8室	家具・洗面台付

当施設で利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室等他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（個室に関しては、介護保険給付の対象とならないため、別途利用料金がかかります。）

但し、利用者の心身状態や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。

3. 入所後の居室の変更

入所後、利用者から居室変更の希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でのその可否を決定します。

また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族（身元引受人）との協議のうえ決定するものとします。

4. 施設備品等概要

施設備品種類		室 数	備 品
1階	食 堂	1室	食卓・椅子
	機能訓練室	1室	運動機器・カラオケ音響他
	大 浴 場	1室	シャワーチェア他
	談 話 室	1室	椅子・テレビ
2階	食 堂	1室	食卓・椅子・テレビ他
	談 話 室	1室	テーブル・椅子・テレビ・図書他
	浴 室	1室	シャワーチェア他
	介護体験室	1室	トイレ・台所・浴室完備他
3階	談 話 室	1室	テーブル・椅子・テレビ・図書他
	特殊浴室	1室	特殊浴槽他
	理美容室	1室	理美容器具
	介護体験室	1室	トイレ・台所・浴室完備

厚生労働省が定める基準により、指定介護老人保健施設に必要な義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者にご負担いただく費用はありません。

5. 職員の配置状況（主たる職員）

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人保健施設サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非 常 勤	夜 間	指定基準
医 師	1	—	1	1
看 護 師	5	4	—	7
介 護 員	2 3	6	4	2 1
理 学 療 法 士	2	—	—	2
作 業 療 法 士	1	1	—	
言 語 聴 覚 士	1	—	—	
支 援 相 談 員	3	—	—	1
管 理 栄 養 士	2	—	—	1
歯 科 衛 生 士	1	—	—	—
介 護 支 援 専 門 員	1	—	—	1
事 務 職 員 ・ 他	5	—	1	特に指定なし

6. サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

介護支援専門員が中心となり、他職種協働でサービス計画を立案します。

(2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画の立案

介護支援専門員が中心となり、居宅介護支援事業所と連携して他職種協働でサービス計画を立案します。

(3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画、の立案

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）専従職員が、居宅介護支援事業所と連携してサービス計画を立案します。

(4) 食事提供サービス

当施設では食事作りを外部委託せず、直営にて行っております。四季折々の食材や栄養のバランスを考え、障がいの程度や病状に応じた食事を提供いたします。

(5) 栄養ケアマネジメント・栄養管理

当施設では、医師の指示のもと、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の健康状態や身体状況、および嗜好を考慮した食事・栄養計画(栄養ケアマネジメント)を作成します。

(6) 食事時間

食事は原則として食堂でおとりいただきます。

朝 食 : 7時30分 ~ 8時30分

昼 食 : 11時30分 ~ 12時30分

(通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の場合

12時15分 ~ 13時00分

夕 食 : 17時30分 ~ 18時30分

(7) 介護サービス

利用者個々の自立を支援するため、食事等の介助、着替え介助、排泄介助、オムツ交換（オムツは通所サービス利用者を省き、施設でご用意いたします。）体位変換、施設内移動の支援、精

神的支援、その他日常生活上の世話、を提供いたします。

(8) 入浴介助サービス

当施設での入浴は、週2回（通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の場合は毎回）行います。寝たきりの方も、特殊浴槽（機械浴）を使用して入浴することができます。但し、身体状況で入浴が困難な場合は、全身清拭をいたします。

(9) リハビリテーション

当施設では、利用者個々の身体能力にあわせてリハビリテーション計画を作成し、提供いたします。

(10) 健康管理サービス

当施設では、常勤の医師・看護師が中心となり、定期的回診、適宜必要時には診察・治療・投薬等をします。

また、施設医師の医学的判断により他機関での医学的検査や受診（健康の保持や疾病の管理等）が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療や治療を依頼し、健康管理に努めてまいります。

当施設では、以下の医療機関と連携をとっています。

☆ 町立南幌病院	内科・外科	南幌町元町2丁目2番1号
☆ みどり野医院	内科	南幌町栄町1丁目1番20号
☆ 加藤歯科	歯科	南幌町中央4丁目5番7号

(11) 相談支援サービス

当施設では、相談員を配置しておりますので、施設生活に関わることや自宅復帰に関すること等お気軽にご相談下さい。

(12) 理美容サービス

当施設では、月に3回理美容師の出張派遣による理美容サービスをご利用いただけます。

(13) 送迎サービス

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は通常の実施地域内なら介護保険で（1割負担）、施設入所利用者には介護保険対象外サービスで、送迎をいたします。

(14) その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

7. 利用料金の支払い方法

利用料金および自己負担分の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求いたしますので、当月の25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。なお、1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算いたします。

(1) 当施設事務窓口での現金支払い。

(2) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行 北広島支店	普通預金	口座番号	0702038
空知信用金庫 南幌支店	普通預金	口座番号	0340320
ゆうちょ銀行	記号 19790	番号	3189541
銀行引き落としサービス	【所定の申込用紙に記載申請手続きとなります】		

8. 施設利用にあたっての留意事項

※全サービス共通事項

1) 金銭・貴重品について

- (1) 貴金属・多額の現金・預金通帳・カード類等は、極力持参されないようお願い致します。但し事情のある場合に関しては、施設でお預かり致しますのでご相談下さい。

(個人管理の下での破損・紛失・盗難には責任を負いかねます。)

2) 喫煙について

- (1) 施設内及び敷地内は禁煙です。

3) ご遠慮いただきたいこと

- (1) 施設内用運動靴は、靴紐が無いものをご用意下さい。また、スリッパは転倒の危険性もあるため禁止とさせていただきます。
- (2) 安全管理の為、はさみ、剃刀、ナイフ類の持込は禁止とさせていただきます。

※入所、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスご利用の方へ

1) 面会について

- (1) 面会は午前9時から午後8時までとなっております。
- (2) 面会の際は、サービスステーションの面会簿にお名前をご記入下さい。
- (3) 居室での飲食および大声での談話など他の人の迷惑にならないようお願い致します。
- (4) 食中毒防止のため、家庭やお店で調理された食品（お寿司・お餅、赤飯、お弁当、お惣菜）、卵、筋子、タラコ等の生物、食中毒の危険性がある食品の持込は禁止とさせていただきます。居室に冷蔵庫はございません。その他誤飲、窒息等の危険防止のため食品をご持参される場合は、必ずサービスステーションに届出て下さい。
- (5) 同室の方への差入れもご遠慮下さい。

2) 外出・外泊について

- (1) 施設長の許可が必要となりますので事前に所定の用紙にご記入いただきサービスステーションに提出して下さい。
- (2) 外出および外泊の方は、必ずお迎えの方をお願いしておりますのでご協力お願い致します。

3) その他

- (1) 収納スペースが限られておりますので、季節ごとに必要の無いものはお持ち帰り願います。
- (2) 業者洗濯をご利用の場合や、失禁の恐れがある方については、多めに衣類をご用意下さい。また、靴下は水虫予防のため、毎日交換しますので多めにお持ち下さい。
- (3) 入所後、上記以外の持込をお願いする場合がございますので、その際にご連絡させていただきます。なお、ご持参された持ち物は、職員にお伝え下さい。
- (4) 防火管理の為、煙草、ライター、マッチは、サービスステーションで預らせていただきます。

9. 非常災害感染症対策

当施設では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備 非常放送設備、スプリンクラー、消火器、消火栓、非常救助袋
- (2) 防災訓練 年2回実施
- (3) 感染症対策訓練 年2回実施

10. 禁止事項

当施設では、利用者の方々に安心して過ごしていただくために以下の行為を禁止します。

- (1) 営利行為
- (2) 宗教の勧誘
- (3) 他利用者への迷惑行為
- (4) 特定の政治活動及び勧誘
- (5) ペットの持ち込み

11. 個人情報の保護および利用目的

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

12. 事業者概要

1) 事業者名等

事業者名	医療法人やわらぎ
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 湊 屋 洋 一
所在地	空知郡南幌町栄町1丁目1番20号
設立年月日	平成3年7月1日

2) 法人の理念

医療法人やわらぎは、診療所および介護保健施設を営み、科学的で適正な医療を提供する。なお、疾病や負傷等により寝たきりの状態等にある高齢者に対し、医学的管理の下、心身の状況等に応じた良質な看護介護等のサービスを提供する。また、自立支援に基づく、安全で快適な安らぎのある環境を提供し、地域においては、医療と福祉の向上および普及の推進を図る。

3) 法人の行動指針

- (1) 法人に帰属する職員として、固有の専門性をもち、1人ひとりが、その専門性を最大限に活かす高めることで、サービスの質の確保と向上に貢献するように努める。
- (2) 治療および身体機能に応じた良質で思いやりのあるサービスの提供に努める。
- (3) 治療およびリハビリテーションを通して自発的・自己実現への支援を図る。
- (4) 尊厳と自己決定の尊重を図る。
- (5) 生きがいのある機会を積極的に提供する。
- (6) 生活環境の向上(患者・利用者さんを尊重した明るく清潔で健全な施設の環境保全)を図る。
- (7) チームワークに裏付けされた公正で適切なサービスの提供に努める。
- (8) 緊急および災害に備えた危機管理を徹底し安全な環境の提供に努める。
- (9) 社会参加と地域社会への貢献を図る。

4) 関連施設、介護保険事業所等

(1) 南幌町

- みどり野医院（外来および入院 19 床）
- 介護老人保健施設ゆう（入所 70 床、ショートステイ、通所リハビリテーション）
- 訪問リハビリステーション Re・ハッスル
- 訪問看護ステーション マーガレット
- 居宅介護支援事業所 アザレア
- グループホーム 鶴城の郷
- 地域密着型デイサービスセンター みどり野
- サービス付き高齢者向け住宅 きらめきの郷
- グループホーム みどり野の郷
- ヘルパーステーション おひさま
- わかば鍼灸院

(2) 北広島市

- デイサービスセンター なのはな
- デイサービスセンター はなみずき
- グループホーム 共栄の郷

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

（令和6年1月1日より）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金の概要

1) 短期入所療養介護の基本料金

別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

2) 支払い方法

- 毎月10日までに、前月分の請求書を発送しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金、銀行振込、銀行引き落としの3方法があります。

医療法人 やわらぎ

個人情報保護に関する方針について

医療法人やわらぎでは、「科学的で多角的な医療と福祉の提供」を理念の中心に掲げ、日々努力を重ねております。患者・利用者様の個人情報についても個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

I. 個人情報に関する法令・規範の遵守について

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全な予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

II. 個人情報の収集・利用・提供について

当法人では、患者・利用者様の個人情報を内部規定に従って収集し、別記の目的で最小限利用・提供させていただきます。これら以外の事柄が生じた場合には、改めて患者・利用者様から同意をいただきますので、ご協力ください。

III. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当法人では、患者・利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、規定にしたがって行っております。ご自身の記録の閲覧や謄写、訂正、利用停止をご希望の際は、遠慮なく担当職員、相談窓口までお申し出下さい。

(開示、謄写には必要な実費をいただきますのでご了承ください。)

IV. ご希望の確認と変更について

医療・福祉サービスをご利用される前に約款および契約書において、ご希望を確認させていただきますが、一度出されたご希望をいつでも変更することが可能です。

なお、訪問、面談の変更等、必要な時には電話等で当法人よりご連絡することがございますので、ご了承ください。

V. 教育および継続的改善について

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

VI. 相談窓口について

ご質問やご相談、手続きの詳細のほか、不明な点につきましては、各部署責任者や苦情相談窓口までお気軽におたずねください。

－通常の業務で想定される個人情報の利用目的－

【患者・利用者様等への医療・福祉サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 患者・利用者様に提供する医療・介護サービス
- 2) 医療・介護保険・市町村事業等事務
- 3) 会計・経理
- 4) 質向上・安全確保・医療介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
- 5) 褥瘡・皮膚の裂傷、変色等の治療および経過観察の為の画像保存
- 6) 患者・利用者様への医療・介護サービスの向上

2. 他の事業所等への情報提供

- 1) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2) 他の医療機関、介護施設等からの照会への回答
- 3) 患者・利用者様の医療・介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4) ご家族様等への病状や心身の状況説明
- 5) 医療・介護保険事務の委託
- 6) 審査支払機関または保険者へのレセプトの提出
- 7) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 8) 賠償責任保険、損害賠償保険等に係わる医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 9) その他患者・利用者様への医療・介護保険・市町村事業等事務に関する利用

【上記以外の利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 医療・介護等の学生実習および研修への協力
- 3) 症例研究

2. 学会・学会誌・広報誌等での利用

- 1) 特定の患者・利用者様、その関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌、または広報誌等での利用は、氏名、生年月日、住所等の消去や映像処理することで匿名化し、匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る

3. 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- 1) 外部監査機関への情報提供
- 2) 当該患者・利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

医療法人やわらぎ理事長